

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立県民交流センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧					新						
本則および付則 省略					本則および付則 省略						
別表（第5条、第14条関係）					別表（第5条、第14条関係）						
1 ホール等					1 ホール等						
(1) ホールおよび練習室					(1) ホールおよび練習室						
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	円 22,900	円 30,600	円 30,600	円 56,000	円 78,900	ホール	円 24,000	円 32,100	円 32,100	円 58,800	円 82,800
練習室	円 3,440	円 4,590	円 3,440	円 6,620	円 10,060	練習室	円 3,610	円 4,820	円 3,610	円 6,950	円 10,560
(2) 会議室等					(2) 会議室等						
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間				午前	午後	夜間		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで		
大会議室	円 34,400	円 45,900	円 34,400			大会議室	円 36,100	円 48,200	円 36,100		

201会議室	2,680	3,570	2,680
202会議室	2,680	3,570	2,680
203会議室	4,980	6,620	4,980
204会議室	4,980	6,620	4,980
205会議室	3,440	4,590	3,440
206会議室	3,440	4,590	3,440
207会議室	7,260	9,680	7,260
301会議室	3,440	4,590	3,440
302会議室	3,440	4,590	3,440
303会議室	3,440	4,590	3,440
304会議室	3,440	4,590	3,440
305会議室	8,790	11,710	8,790
特別会議室	11,450	15,280	11,450
応接室	9,180	12,220	9,180
和室	2,680	3,570	2,680
茶室	3,060	4,070	3,060

注1から注7まで 省略

2 省略

201会議室	2,810	3,750	2,810
202会議室	2,810	3,750	2,810
203会議室	5,230	6,950	5,230
204会議室	5,230	6,950	5,230
205会議室	3,610	4,820	3,610
206会議室	3,610	4,820	3,610
207会議室	7,620	10,160	7,620
301会議室	3,610	4,820	3,610
302会議室	3,610	4,820	3,610
303会議室	3,610	4,820	3,610
304会議室	3,610	4,820	3,610
305会議室	9,230	12,300	9,230
特別会議室	12,020	16,040	12,020
応接室	9,640	12,830	9,640
和室	2,810	3,750	2,810
茶室	3,210	4,270	3,210

注1から注7まで 省略

2 省略